

「山形県アナログ規制の点検・見直し方針」によるアナログ規制の見直し結果を踏まえた「山形県景観条例」関連規制の運用（規制区分別）

※ 山形県景観条例は「条例」、山形県景観規則は「規則」とする。

No.	規制区分	条例等区分	条文	運用
1	定期検査・点検	条例	<p>（景観重要建造物の管理の方法の基準）</p> <p>第20条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>（3）景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。</p> <p>（参考：景観法）</p> <p>第25条（景観重要建造物の所有者の管理義務等）</p> <p>景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。</p> <p>2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。</p>	<p>（点検の実施方法について）</p> <p>この条文の規定上、点検の実施方法は、実地での目視点検を前提とし、これを効果的にかつ効率的に実施する観点から、補助的にウェブカメラ・ドローン等のデジタル技術の活用を妨げるものではないこと。なお、点検の実施に際しては、定期点検の目的等を考慮した上で実施方法を判断すること。</p>
2	書面掲示	規則	<p>（景観重要建造物を表示する標識）</p> <p>第9条 法第21条第2項の規定により設置する標識は、所有者と協議の上、景観重要建造物の良好な景観を阻害しない場所に設置するものとする。</p> <p>（参考：景観法）</p> <p>第21条（指定の通知等）</p> <p>2 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。</p>	<p>（標識の設置について）</p> <p>この条文の規定上、標識の設置について、関係者への幅広い周知を図る観点から、規則で定める場所における設置に加え、山形県ホームページ等（インターネット）上への掲載を行うこと。なお、当該掲載のみをもって、この条文に基づく設置の義務が果たされるものではないことに留意すること。</p>
3	書面掲示	規則	<p>（景観重要樹木を表示する標識）</p> <p>第12条 法第30条第2項の規定により設置する標識は、所有者と協議の上、景観重要樹木の良好な景観を阻害しない場所に設置するものとする。</p> <p>（参考：景観法）</p> <p>第30条（指定の通知等）</p> <p>2 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。</p>	<p>（標識の設置について）</p> <p>この条文の規定上、標識の設置について、関係者への幅広い周知を図る観点から、規則で定める場所における設置に加え、山形県ホームページ等（インターネット）上への掲載を行うこと。なお、当該掲載のみをもって、この条文に基づく設置の義務が果たされるものではないことに留意すること。</p>